

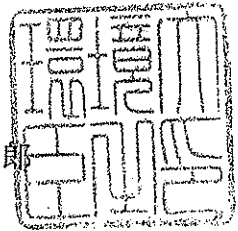


資料1-2

諮問第242号  
環自総発第080702001号  
平成20年7月2日

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣  
鴨下 一郎



愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）に基づく基準及び規格の設定について（諮問）

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の愛がん動物用飼料の基準及び規格の設定について貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

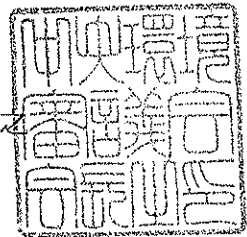
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号）が平成20年6月18日に公布されたことを踏まえ、同法の施行に先立ち、必要な基準及び規格の設定について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第464号  
平成20年 7月 2日

中央環境審議会動物愛護部会  
部会長 林 良 博 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之



愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)  
に基づく基準及び規格の設定について(付議)

平成20年7月2日付け諮問第242号、環自総発第080702001号をもって環境大臣より、  
当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規  
定に基づき、動物愛護部会に付議する。